

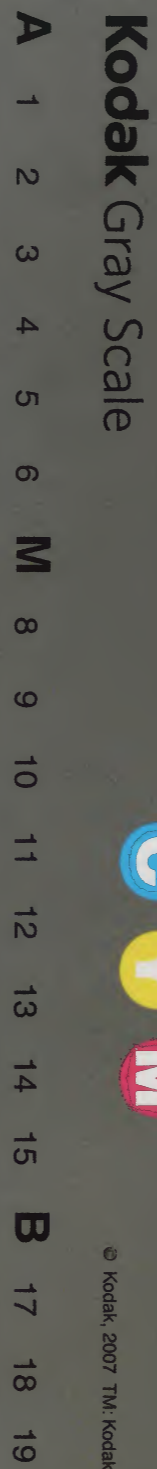
# 羣書類從

七十三

和書門		九	二	六
類		五	〇	七
號		九	四	〇
架		五	一	〇
冊		五	〇	〇

和書		九	二	六
類		五	〇	七
號		九	四	〇
冊		五	一	〇
架		五	〇	〇

内閣文庫		
番號	和	9595
冊數	670 ( 98 )	
函號	214	39



原本の文字など不明瞭な箇所があり



群書類目録

後校係り

宣紙

宣紙



Handwritten text in vertical columns, including the characters '御' and '海'.

Small vertical text on the left edge of the page.

Small vertical text on the left edge of the page.



群書類従卷第七十三

檢校保己一集

官職雜儀

官職雜儀



美家といくまの御中ひ也  
當代の次に御位につくせりといふと美家に來り  
中より也立坊花合と多美家と行て定らぬ也  
押て美家といくまの御中ひ也當代乃皇子のくも又  
御位にしても又他乃御流子とも御子の事也  
其内御位を正さる御位は御位は皇太子と云









人臣に列し白雉を奉り大御言まで奉給し  
之も終く孔皇子曾孫乃中に清宗をたると  
稱法天皇の法儀を承り奉り即位についで  
皇に命後らせ法は命承り中より  
授政と云く是くは時中なりや

穢系抄からしも奉りたる官中に及奉り皇初  
皇孔清時政をさしつけ奉りたるあり  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也  
天子の御年述と申也

つる所も何れ人臣に列し白雉を奉り大御言まで奉給し  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也  
天皇幼皇孔清時政と申也

卷七十三



右のふくすの侍の天皇清成人の時輔佐し  
 中よりふくすの侍白と申す也此の昭宣と云りり  
 まるる吳胡のをこめたるも兼職系抄に云々  
 侍中持政園白と云職と申也此の昭乃云下と  
 申すに是のふくすの侍と申すあるれ也此の  
 中申也同字のふくす一人と申す天子の侍事  
 也よのはは祿乃人の事と云一人と申す事惟も  
 云ふ事たるもその事なくに讀みへるもの  
 ひ乃ららに云へる也此類多侍の事也又大園  
 と云侍息小園白と申す中より云はる侍中兼出家

あまの祿園と申す也これを祿大園と申すへ  
 申畧しと申す也  
 内覧也

園白必内覧也宮下ある也と云はるなり  
 方横乃政事也園白に申す次奏の事と云はる也園  
 白に兼あるも内覧と云はる侍らるもあり延  
 長御門内侍に云園白の侍と云はる左大臣時平と云  
 大臣兼系朝臣北野五井 申す也兼通云号 申す也此の時  
 中あり其後小忠義と云時平 申す也此の時  
 後宮下と云はる侍中兼系朝臣時平 申す也此の時

卷七十三

三



浄蓮殿 于时 知是院殿 于时 法性寺殿 于时 中法

左大臣 于时 月輪殿 于时 云外例と云ある皆

志多し中に及すと或園白の或園白に及たり

来多し物と云内院に及たり例ともあり

又冥白と祥中と云て毛程内院もとのと

と云作ある也不然云お園白に及ると出仕を記

事也

無仗とい

悟身をせし具と云事也古と云會なること

無仗を陰らと云事也の浄院身りてせし

りて也大物のりて悟身をせし物ありて悟身を

乞北に及すと大物にありと云大信程悟身を

と云たため無仗をせしゆりて云の掎政冥白も

無仗をありて悟身をせしと云と云と云と

乃九條入左殿冥白に來りて大物兼たると無

仗をせしと云と云と云と云と云と云と云と

ありて也無仗と云と云と云と云と云と云と

うと云物と云と云と云と云と云と云と云と

由沙法ありてやと云と云と云と云と云と云と

掎政園白に及ると大物をせしと云と云と云と

卷七十三

五



を中徳られぬ九条殿の兵仗乃事位分の  
業中よりいふくやうに夜とを職の  
さゆらぬあうにやと中業位りくし標取下  
くはらひ凡家乃業も兵仗を治りし事勿論  
るの又古伝ふあうて治りし例あり國經之御  
中納言時を仗にたてりし事也又四所  
務も治りくとも也

准之右にはいふたかたに治りし事也  
大皇太后文皇太后文皇太后文のくに准りし  
事なるの右の宮のくもるを男又法中にも

さうし事乃理ふ時め換はる事と貞親十之  
年に忠仁に准之右年官年爵封戸ホと治りし事  
是の友爵封戸をさうしんなるの年官年爵  
といふ除目に法中これ極一人目一人梅除目に内官  
を給教位に叙爵を一人ある也給をいひて  
も中記しある事なるの又法中に業あり光  
明聖寺園白北清息法室法助らりせりし  
清母儀政所准后のくもるのありしと讓  
りし事ありけりし例なるりて當事あり  
その之右ともいふたかたに治りし事なるの同



奉也准后とい申略志くつ奉也  
親王とは

天子孔清先帝皇子皇女皇下といあり  
ありあり内親王とい始末乃其皇下也法親王  
ハ法中にくつり也それハ先列あり清出家ハ  
先俗名あり親王皇下ありてさく清出家  
ありとい入る親王と申て親王とせしめたり也  
ハ出家後皇下ありとい法親王と申たり  
あり入道親王とてそれハ清義勢にありま  
りらありてしる法親王と申奉ハ勿論也

いといま天子孔皇子少くもたてて二代代の  
御末より親王皇下侍らハ一向に理りし時ハ  
奉也といれといは建武皇子清隆子孔号あり  
皇下也志くつらるる也  
大政大臣といあり人なり後也  
一人乃師範あり人これハ但ト妻御系抄にみ  
えしあり則親官とて一人ありといは  
關にたつらるる人の御家孔歌乃人是に但とい  
しつらるる人も其意にて侍らハ但あり  
ありといの意あり昇系を以て家を定らる



概ふ多し、数くつらゆ、子胡儀のやうにす、これゆ  
 也、何れも官位とて、其意量に、つらゆ、事也、標政  
 関白とて、ふるに、時比官に、任せ、継つて、い、無意、あ  
 り、も、や、標政、を、天子、清元、殿の、時、を、必、任、し、て、加、冠  
 を、法、と、め、あ、ふ、事、は、つ、ゆ、の、た、ら、事、也、それ、乃、と  
 なる、は、用、あ、ら、れ、時、來、あ、ふ、と、強、く、儀、は、乃、用、を、あ  
 ら、ふ、事、の、治、つ、ら、を、代、あ、ゆ、り、曲、た、ふ、事、あり  
 又、標、関、乃、清、り、へ、あ、く、い、更、に、志、あ、る、く、親、換、と、い、思  
 食、め、い、ぬ、く、凡、衆、人、ら、つ、ゆ、と、も、つ、く、至、極、と、い  
 是、治、路、棄、希、以、守、大、政、大、臣、を、改、く、大、師、と、い

是、同、事、也、大、師、と、唐、名、也、其、趣、は、天、智、天、皇、に  
 清、守、皇、子、大、友、と、い、つ、く、是、に、任、せ、と、大、友、の、始  
 り、大、友、より、今、大、關、清、孫、任、あ、る、は、守、一、人、不  
 て、ゆ、つ、と、則、關、と、い、つ、極、へ、あ、ま、く、と、ゆ、く、也、大、友、と、帝  
 亦、乃、皇、子、の、重、任、と、い、つ、あ、ら、は、大、臣、の、任、と、い、つ  
 い、句、論、右、大、臣、内、大、臣、准、大、臣 儀、同、之、り、決、事、を、  
司、變、也、  
 へ、と、し、て、任、す、ら、事、句、偏、と、稱、極、天、皇、清、守、道  
 鏡、祿、所、法、師、と、い、く、ま、ふ、但、と、帝、代、不、以、後、の、り、也  
 大、臣、也、  
 當、官、の、法、云、事、と、な、り、と、及、上、列、當、に、あ、る、云、經







尊あり也大毎春議さく、他乃無にくも此等  
 相にても例あり是を掬取九家入□但は是も  
 昔ハ家をとる由と忌量にあり侍りさくも  
 葦蓋相之太信満く成り侍りきり正多比  
 たり此人の侍りけりいませ入る三條西あり右大臣公孫  
 也此分るをばはとあまも又きくつりく侍り  
 侍り首にさく人の忌量と撰進侍りも聖代の  
 法さくこと中たりさくもや當友も孝徳と會侍  
 守藤我山田石の磨とくりく侍り  
 内大臣ハ

奉めする事左右大臣にありく左右大臣と  
 侍り侍り内大臣奉りさくもさくも天智天皇  
 御宇大織冠始て御評也その時ハ右大臣左右  
 官の上より侍りく也正後百八年絶て侍り  
 に侍りさくもさくも文武天皇御宇宿位合を  
 定らさくもさくも内大臣合に侍り侍りある合  
 外の官と侍りさくも孝仁天皇御宇室無八子  
 小孫真ありて後孫孫徳と是に侍り侍り  
 侍り侍り大臣次めく侍り侍り侍り侍り  
 左右内と侍り也但大臣侍り侍り侍り侍り



ある間若位らひ侍連ハ官次宣下らそ友  
次小列とそと申宣下あると可い宣下ある  
ハ今も大后れうらハ位階の次才あそくは  
ふ也とそれハお官にさる時と友次宣下  
申く位次才にさるす也花丸大后なりと  
之二位もく侍りふお内大后にして准之  
もそも一位もてはらそれ上にあそく  
此は官にら折家凡家乃人なる也そ折家の  
家とそ人家乃餘流名家の人なる也  
あそく是に何と願面自なるも是も大后なり

成ゆまハ家九号果にうら清花一列乃目  
にそ侍る也さる種ふそ人の何とそ  
遊遊の事也吉ハ意量にそ家ハそ  
是れを後高御院御時分これハ清和の  
餘流或名家の家評但例女入ふそ  
侍り也主人とそ人に皆侍へありけう  
此も職にもあそる在云れ方なるて  
乃掌あそ侍りそそ意なるものに  
儀同と司准大后之連  
職系抄にそあそく大后に可昇人替く



沈りんのりたかくとあく准大臣可合朝参乃由  
 宮下せりりく也文武天皇御宇大夏二年に  
 天武天皇才九皇子之弟刑部親王とありく  
 大臣に准と号始也其後慶雲二年に同才二皇  
 子二弟穂積親王と准右大臣右大臣に准と号と  
 御才一人計也元正天皇  
 御宇養老四年天武天皇才三皇子一品舍人  
 親王ともつくと宮下まなく神龜元年に舍人  
 親王と列右大臣長屋王上由宮下聖武天皇元正  
 年九年に鈴麻王ともつくと又准大臣同十七年  
 に後麻王薨ての後久絶但紫微内相内長忠信と  
 あり御才一人計也准大臣同事也

寛弘元年右内大臣任周公中因白  
 道注云男をもつくと准大臣  
 仁時自称して儀同二司と稱と号なり儀同二司  
 と号中他と号後又久後と但正弘安七年に葬  
 大納言位一位源基具ともつくと宮下仁時を  
 位前内大臣正二位公親公此上にあり准大臣上老  
 位階をもつとくん勿論也正應元年定実公  
 をもつくと宮下己来連綿也抑准大臣の尚官も  
 るへとや右友もへとや此由弘安乃とくひ沙  
 法を經終らおほくと右友の列とるへと由中世  
 くに右基具の尚官もへと由源存らるる者



中分不<sub>レ</sub>ことと<sub>レ</sub>う<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>乃<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>  
 准大臣時節云<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>毎<sub>レ</sub>の上<sub>レ</sub>首<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>尚<sub>レ</sub>宿<sub>レ</sub>勿<sub>レ</sub>  
 論<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>清<sub>レ</sub>敷<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>尚<sub>レ</sub>友<sub>レ</sub>乃<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>  
 教<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>但<sub>レ</sub>法<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>大臣<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>納<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>小<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>  
 赤<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>位<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>  
 列<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>前<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>大臣<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>二位<sub>レ</sub>公叙云乃<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>す<sub>レ</sub>而<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>は<sub>レ</sub>  
 中<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>當時<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>職<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>傷<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>位<sub>レ</sub>  
 唐<sub>レ</sub>君<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>唯<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>納<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>位<sub>レ</sub>志<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>つ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>  
 同<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>孔<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>お<sub>レ</sub>遠<sub>レ</sub>た<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>後<sub>レ</sub>唐<sub>レ</sub>  
 乃<sub>レ</sub>唐<sub>レ</sub>君<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>府<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>異<sub>レ</sub>胡<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>れ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>

起<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>府<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>各<sub>レ</sub>別<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>必<sub>レ</sub>  
 從<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>位<sub>レ</sub>乃<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>二位<sub>レ</sub>小<sub>レ</sub>  
 正<sub>レ</sub>二位<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>尚<sub>レ</sub>職<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>二位<sub>レ</sub>小<sub>レ</sub>叙<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>位<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>  
 朱<sub>レ</sub>符<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>控<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>侯<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>稱<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>荒<sub>レ</sub>  
 乃<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>是<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>又<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>瑞<sub>レ</sub>  
 瑞<sub>レ</sub>九<sub>レ</sub>大臣<sub>レ</sub>資<sub>レ</sub>國<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>目<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>三位<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>朱<sub>レ</sub>符<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>こ<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>位<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>  
 同<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>別<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>に<sub>レ</sub>や<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>  
 一<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>大臣<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>辨<sub>レ</sub>泰<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>實<sub>レ</sub>旨<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>され<sub>レ</sub>て<sub>レ</sub>し<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>  
 大臣<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>傳<sub>レ</sub>達<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>亦<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>位<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>  
 同<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>あ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>也<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>代<sub>レ</sub>勅<sub>レ</sub>符<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>符<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>記<sub>レ</sub>



政略の元後彼孫今此一位尹其口于時不芳以介  
難治乃時祖父の意を承くめん為贈官と申信  
しに今此入乃前右大臣公條公孫人として後同之目  
を是より於贈官に承るる例是くも也此室  
下は然りし侍者ん不意不少事也唯大臣辨察に  
つてさう一室下は乃職を贈友と云ふ事裁は  
尊さにも死する者に辨察せむといふ理りし時  
にぬ也凡准する事贈する事例別准右  
なること同之目之後同之目と云ふ自稱乃名もくい由  
多室旨に乃せはは贈官に承此不て況乃さる也

有職の上よりハ統のなる事まもやらんあや不  
詮乃理なりと事也あは中と人々を中にして  
里といふともある物と思念ハ孫向後乃あやあり  
にあり人々なる次中なるものなり  
内長と云

孝徳天皇御時常大職冠を内長にさす  
も准右大臣列ありと云ふも後小大宰を加て因大  
臣と申せり也其後此継公矣名公これに似  
るはらば官なり

忠信とは



寶龜九年に矣名是に但是是も同列也其の  
ら但是も人あり

は兼徴内おふ

天平勝寶九年に仲磨公の如し但是も是も准

大長列也其後但是も人あり

大長六ありのち毛傳りよ也

上吉あり大長と之のちせり也成勢天皇

三年に武内省祿紀氏先  
祖ありをもち大長と是も是も

吾朝大長は号の始也は云長命人あり又代物

乃大長ありく左宮二百四拾年云希代事也

石清水文武内祿の中未社に大長あり也其後

才人あり但是も天平宝孝八年に乃院祿師

但是も神護元年に太政大臣に將たりたり但是も

人あり

將軍とは

法皇府將軍ハ絶す但是も是也信實もつる人に

れは但是も例多し海表大將軍今將軍と  
中是ありる古ハ常

にハ是也但是も是御用あり時小信時小宮下

せり新也延暦十六年十一月五日坂上田村磨

元法皇府將軍を請元法皇府將軍を請  
少信實也を以て征夷大將軍に但是も是始也



宣旨天慶三年平将門を之てんふああ奉儀後  
 理大進兼右衛門督兼左忠文将良とありて宣旨  
 せしむ又治承六年平知盛に宣旨を罷る云復  
 不從死其水二年深義仲朝臣是に之とあり建久  
 三年七月十二日平右大将頼朝に宣旨と兼るこれ  
 よりこのれこの征夷任絶と信忠府号を代是と  
 任す上吉の将軍につきて信忠府征夷とありて  
 色く此号有りて平光野古磨大伴兼入大野  
 东人ふといふ大将軍と稱す巨勢磨とありて  
 陸奥遠东将軍に任す依伯石湯とありて越後

征夷将軍と宣下せしむる其外持節征夷将軍

多治比縣守 大伴家持 持節将軍 信忠府号 征东将軍 紀古佐美大伴 才磨文屋

綿磨 此類時に任し奉りたりて宣下せしむる  
 事ありてあはれ志す中に及ぶ

令外官と云

内大臣の所に粗志ありて中山大室元年官位令  
 と宣らむる時小職貞合に及らざるは以令外と  
 中も大室以前は官号あり官も令の時除くは  
 令外也ゆして宣旨新加乃官勿漏也職貞合に  
 のせしむるは官も其後減省乃友あり



畫工司とてついでに密工とせ内茶司とて曲茶寮  
 にいりて内礼司ハ孫正基にいりて散位寮ハ武社  
 省にいりて兵馬司ハ馬寮にいりて変儀司造兵司  
 報吹司<sup>フク</sup>船司<sup>タカ</sup>官司<sup>タカ</sup>賦贖司<sup>イモノ</sup>典請司<sup>イモノ</sup>係部司<sup>ヌリ</sup>  
 兼治司<sup>カキ</sup>官奴司<sup>ヤツコ</sup>園池司<sup>ハシ</sup>工司<sup>ワ</sup>主油司<sup>オウ</sup>内掃部司<sup>カモリ</sup>と  
 して今ある官位外にも程侍のしきありて  
 ねこれ官にありせられりて用らるる兵庫の  
 とも今に内兵庫右兵庫とて之乃日奴  
 と語一にあてて今ハ兵庫寮とて計りて大令  
 寮と今ハ左右にて二寮也是ハ大同之きに在る

孝成後一寮にたり九ハ官職乃事ハ職系  
 抄に見たり同系ハ中ハ及と令外官も内大  
 官中納言以下何事も被抄に令外由付つる同  
 系ハハ此考也  
 官位お尚と  
 大政大臣正從一位左大臣正從二位大納言正三位中  
 納言從二位以下系職系抄に是付つる同記と  
 に及と位署とて官位を去法とてハ対お尚と  
 あり官とハ友を書てその下に位をゆり大納言  
 正三位殿系ハ書也官とてハ位早あり







大物と書い大物のお齒は三位と云ふはと從三位よ  
 里より當る同官位お齒被る同め新也昔清系  
 其姓公は三位大物云大将此時お定あると云  
 後お齒と被りて書へる由中族ありを八分松  
 院及乃神時色出さるに及はる位ありその官と  
 早物方友を慈と記新守此二字より書也二借  
 と事ととも有假令正五位中も左中每慈新左  
 の權仇めは左中每ハ正五位上お齒九慈の仇ハ位五  
 位上也強ハ正五位下ハ左中每ハの權ハ左邊の書  
 ぶのいさる也依新守二事あり用也慈字の

為官慈帶此時去るの二官同友の位のりもあ  
 りとも慈字の字にて用也新官も右ハ心も  
 准知るへ  
 官位とも位官とも中ハ也  
 位官とも云也同ハ心ハ官位とも中ハ也  
 人の位官ともあつてもあつても事にして  
 也官に但ともハ大品は慈と行て但も又細言  
 除目小但するハ位也位を叙位に叙するあり  
 除目と事ハ何乃除目と云くは若の物也  
 除目除目と云ハ式日ハ正月十日ハの二日也又今日



七ヶ日にゆく方例を式日廻引と申す他日又  
 二月二月乃る日にゆく方例を分二月也希に  
 四月にゆく方例を不吉なる方例也是と云乃  
 除目とも外官除目とも申す同除目也此除目に  
 外國と本として内官とも申す也德國の人  
 をとく但とも申す又縣と申すとも申す又  
 有難おなり方あやまの也德國の司守今撮り  
 但して法書へ下るは是と卦但とも申す方あ  
 法に人をとる但とも申す又京官除目の様行や  
 是之上吉の美引して傳るは是と秋の生小

ちり申すこと秋乃除目と申す也廻引と申すを  
 行ある方例多く傳りは除目と内官除目とも申  
 すとも申す也是の内官と申すは外官とも但し  
 ち也ナラシ也申すは除目後日にゆく方也此除目  
 とくはつてはひの外に之清和よりゆく方申す  
 有又祭除目の日月に祭儀系に傳物者と但し  
 方為也内官祭儀山城伝ふると申すは申すにや  
 け次第但書と申す傳也坊官除目の立坊の時傳  
 以下是より官を但し方若也又司除目と申す  
 立后此時若皇太后又皇太后又皇太后又中又



等礼文司大吏亮以下と但し方除目也必可除  
 目と大嘗會の主人小國郡卜定とて神祇官  
 無卜とててうに當り方も五國悠紀主基  
 の主に定ま國の内ありく當りて方郡を用  
 事ありて必郡卜定とて件乃五の守以下此と  
 任とて國司除目とて上吉の必定らばに任  
 い侍り申はりの悠紀を必を以て主基は丹波備  
 中ももろく用らるる今も郡の守に申はる  
 此にいより侍りて國司榮とて大嘗會叙位の  
 時由國司第一級り能はる兼官除目とて任

大長茂余時大長ハ茂云に宣命に當成也云  
 次に大中納言叅後を任すとて一國く茂云の  
 宣命にのりたる大中納言叅議を除目小  
 任する官たる進とて節云の次る進ハ大長ハ  
 とり小のせり也とて外の官とて日任する除  
 目と兼官除目と也進除目は名目ハ任りて  
 る事也十二月晦日に進繼之儀ハ年中恒例乃  
 公事ハ正月元日宣刻乃日方持り十二月晦日  
 乃進繼に格する也件の進繼乃次多ハ小除目と  
 初り一年中たはる進ハ人の所をを格りて



為自然に追催に及るる上は下より其は是れ  
 物を追催除目と押て申すなりけりは是れ  
 なる旨目也件次除目付所は例も勿論や  
 必乃よりには付らば小除目ハ不付小志多く有奉  
 也假初も何官と小除目と行ひてなるなり也  
 是とも又院時除目とも申也一月の中も教度  
 に及りて去福小吉ハ宣ふく但する奉ハ希  
 なる事也一院と急成付小除目も及るる時  
 乃奉也を代除目と行すなり也丁くなるる  
 扱入候より之消息宣下とくは宣ふく宣下せ

分るる急成奉也消息宣下ハ職事ハ宣  
 と書て消息と通く上になり上り記小又消  
 息にく宣下するなり消息宣下と申也件は宣の  
 福小は宣ふとありを田舎人なりハ案文ハあり  
 不宣する奉あり是ハ正文ハ記高にもある間  
 職事案と写して其ハ小志也又位の内記  
 局に之ゆり官方の宣旨ハ官局に付申す也  
 其案内乃人の不宣く候ハ其理ハ是傳ふ  
 大旨ハ右に記し申す候は其旨ハ其旨ハ其旨  
 なる時陳ふく其旨に及らば宣下と申す也



解意のりあく御車爾至極乃義也結句を以てハ  
 消息室中例のりあき意のり也但無仁文明の乱  
 中言不志のりとも定らざる時義又當時乃如く  
 陳産頓倒志のり如く時小をさくは是北小及ハ  
 如く又女宮除目よりハ女房の月を但はるる事  
 也除目二季除目と後也古と除く如くこと但は  
 るるもあへざる又除書奥書とも云あり  
 叙位ハ

正月五日式日也天皇園白御嘉日此時六日に於るハ  
 色代武家の清嘉日とも将也例あり是と例叙

位と色中也此即位叙位ハ清即位のあに於りハ和  
 氣百海伴佐伯の氏密討たのり叙をさるる也大嘗会  
 叙位ハ大嘗会ハ小於り右に於てハ國司賞を  
 と叙する也和且叙位ハ和且を至れ時舊乃の賞を  
 於りハと為之臨時叙位ハ叙位除目におりハ女叙位  
 正月八日に於るハ式日延引又白備也女房の位を叙  
 する大輪鴉小輪鴉室勘文乃のり事ありハ清即位  
 女叙位ハ大禮と後也裏帳女日曲侍以下ハ後志と  
 叙とし為也大嘗会女叙位五節舞姫乃と叙位  
 寸朔止に之昔ハ女叙位を於りて是臨時女叙

卷七十三

三十一



位又付しあはるる人等とある文叙位二字位とありて  
 之は傳へる  
 除目批筆叙位批筆並書内每び之を条とす也  
 内除目とすく身下と決け之を条に官考とありて曰  
 之大事とありや官考は之は傳へる決是も之を  
 る事也除目とありて人等とありて御先途と遂に  
 人等とありて先途とありて又相下つる物と事傳へ  
 也口傳の之ありて狭く眼を文書に之を傳へる  
 之あやゆられとの傳らん也  
 弘安武目以居ふる

祿号りありと書て官とする事也假令在傳及也  
 斯るありてん号之也礼也  
 二合といふ  
 名字又ハ判を書而に二合と書事也是にハ故実  
 ありたく常此名字判なりと礼に二合と計る也  
 也官と書てそれハ書也假令是ハ二合指大  
 納言二合め也又父あり子に遣一又ハ乳僕も是  
 る書状にハ官とありて二合と計書也他人の  
 ハハハ判判をハ兼名と也兼名ハ二字と  
 ついて兼にハハハ判也仍兼名とありて也又



二合札事と二合と書にありは兼名紙より  
 を各条の二条よりあり故に二合とありん  
 に二合と云と判する事也と申読ありとも  
 くすめ得事と弘安武目に兼名より或二合  
 と載ゆるりハ判と別ハ慥に事とありそ上先  
 在のいりやと書する多のいり有り不義なる  
 事ありや是ハ一候と異なり候あり判する  
 こと申し候はれり也二合と書事史の相違  
 有り又除目に二合と申ハ各別ハ事也それ  
 大史中納言毎年札給に法目ハ大史生ハ大

中何ると大史蘭の大納言中納言ハ申二年と  
 へく極を申候と極といふ分と云目といふ分史  
 生といふ分と云目と史生といふ分と合して二分の極  
 に似しんと二合申文と也若同事と各別とあり也

内侍宣

官位職を宣下とらハ外記史内記必それくに  
 つくく知る也是ハ職事と兼て上下に下知  
 て次第の宣下あり内侍宣と申ハ職事と下  
 中へいして兼に兼人方あり出納小令入事  
 者と次第小中知り候ると申ハ兼人既又位



人六位藏人以下藏人ものゝ又昇殿と能く時ハ  
皆内侍宣之被物後小源氏元服乃時清和のときと  
内侍宣旨はくくく被物やらん昇殿内侍宣旨  
てあはさうやうにうさ被物なり

持家にと清元服始官位を何のり成りふを  
赤心五位下に叙し給但云未持家の職も成給ぬと記ハ  
後五位上も叙し給官ハ並に多し物も何せしる  
並に中物の例も有又被物も何し給上吉の定  
ら次程、此官に任し給中物より、刑乃官にハ  
成給ぬと云ふ位下に直叙と時平云くめあり

勅授奏授判授とい

勅授とい是のりたること云也奏授と大長下  
おとくくして奏園と云云判授とい不奏して  
大長下計小を云也官にも有也位ハ五位  
以上、勅授也依て叙位もも五位以上と叙し方也大  
位七位と奏授ハ八位初位と判授也官もも官と  
をのり也職系抄に史生官掌判授官也と記也  
里は事にくくゆり准知ありんは云也

叙位内と云

外階より内階より入内と申也外階とい五位より







口傳の信よりやうに事にいへり何れもて  
 うにんと後くん仕ふすげ数多あり也清福に  
 法よりこれよりせしむ日本にありしりく物  
 あり古も中より也  
 延任と  
 一任を奉と又曰く任するといふ事  
 奉れらると一年よりも又二三年とて  
 其のころころと延任と申す也

上日と

上日と曰く清福白とてめをのり下堂と

孝下公入... 日く... 日く...  
 上日と曰く清福白とてめをのり下堂と  
 先外紀是と覚く... 延任と申す也  
 上日と申す... 延任と申す也



持るる人の鄙に於てありお違ふくゆりまゝ  
少くも當座と親正親と申せし當座といふ向  
の事計と固くゆり當座といふ晝夜は事也  
令其解體に當座のゆりを夜は日者晝は日也  
あつた句論事也若思あやまの紀くきりや是も  
然乃ち門下といふも當座いふる事とられ  
自他中業又あやゆりんと次をいふ中業又平  
取持語ある政入る乃上日れそのを右つひとゆり  
るの田舎人あつたふ敷しゆる事也是は政入  
る事外祖するゆり准之右の宣旨と下さるる

院文のしく上日の者と申はする中事也以上日  
の院下に所の難色なりと申やうに院文も是なり  
かしく物と仕する中事なりや院文も院に仙  
洞女院文も事なり右のゆり申也  
因宣といふ  
玉守れ吾國中へ下知すると云司れ宣と申ん  
也庭宣とも、捨北邊侵陸宣事也院陸下文  
をも庭宣と云ふたり捨北邊侵別當宣のこ  
とくといふゆり申すなり  
庭子陸孫事



六位人爵を以て其の時之事同日因階人之下と定  
 る時父祖乃官位を引継ぎ子孫乃上下と定むる  
 是より同奉なるぬるは次子小用る事之を傳  
 同承れ時を必若祖父とて四代之まゝとて傳  
 事傳りいふも叙位乃小初紙とてあそり  
 時今日後又位下に成れ志あもるこあらは初を  
 とてに母のさるるこ也此時付及理あもる  
 居ると叙之又位を不之と事此ある先祖以  
 來重代高位乃業孔子なると如法は位階を經  
 歷乃仁りたるこ及よと云事なる也

源内平内なるこ云いりてくも高きありはそ  
 内舎人よ成るると云源氏乃者此叙すると源  
 内と平内氏と平内後内若内なるこ中のみなるよ  
 そを姓を付くといはゆるもの位是に内舎人  
 某と書へる也平内左衛門なるこ中内舎人の  
 左衛門尉に叙するともは此官を付くともや  
 太郎なるこ中仁乃左衛門尉に叙するとも是左  
 衛門と平内とある事也勅解由左衛門孫左衛  
 門と皆同なりとの勅解由判官孫正忠なるもの  
 左衛門尉に叙する事也



右多吉田為右之筆也

右教ヶ孔條目或人之不皇にのりて筆下  
まのせゆり元來種才為為の上老者極  
乃冬差の子細あらへさる下紙し

天正四年八月廿六日寸障、男遂書写之切紙

右官職難儀以加賀美遠清本校合

女房乃官志乃女今林女房官品

林亦裏

内侍のりん

執柄乃御娘ふとまの紙

内侍ぬとけ

大中納言の娘日壯勸修寺の宗徒乃人乃娘

まのふ

内侍乃せり

平家菅家乃の玉目乃乃娘まの紙今乃内侍  
たのらふり